

特定非営利活動法人 カンボジアひろしまハウス協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人カンボジアひろしまハウス協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ひろしまハウスの適正な管理・運営及びカンボジア王国との国際交流に関する事業を行い、カンボジア王国との交流及びその復興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①「ひろしまハウス」内での研修事業
 - ②「ひろしまハウス」内での技術の習得・訓練事業
 - ③「ひろしまハウス」での展示事業
 - ④国際交流増進事業
 - ⑤「ひろしまハウス」の運営・管理事業
 - ⑥その他第3条の目的達成のため必要と認められる事業

- (2) その他の事業
 - ①物品販売事業
 - ②飲食店事業
 - ③旅館事業
 - ④賃貸事業
 - ⑤請負事業等

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同しその活動を賛助するために入会する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、活動し、活動に協力できるものであること。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが

できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現在者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前各号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負債及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 通常総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会も議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに

残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	平岡敬
副理事長	伊藤利彦
理事	折笠廣司
同	國近京子
同	正原耕治
同	友國義信
同	平野朝彦
同	水本和実
同	渡部朋子
監事	藏田修
同	吉田貞之
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成

21年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人） 年会費 10,000円

(2) 正会員（団体） 年会費 30,000円

(3) 正会員（学生） 年会費 2,000円

(4) 賛助会員（個人） 年会費 6,000円

(5) 賛助会員（団体） 年会費 30,000円

7 定款一部変更 平成29年

8 定款一部変更 令和2年

令和6年度事業計画書

(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

特定非営利活動法人カンボジアひろしまハウス協会

1 事業実施の方針

ひろしまハウスを活用して、カンボジア王国貧困家庭児童への無償教育・給食支援事業は引き続き行います。日本の文化を発信するとともに、日本・カンボジアの学生たちの国際交流の拠点としてオンラインでの交流を中心に、スタディツアー・インターンシップ等の受け入れも積極的に行う。

下記の事業も好評で盛り上がりお引き続き今後の広がりが期待される。

1. ひろしまハウスアートギャラリープロジェクト
2. 保育園事業 (学校法人キリスト教大学)

◎収益事業の強化

昨年より賃貸事業をしています。本年はカンボジア人スタッフにも専任で収益事業を担当してもらい、さらに安定的な収益を目指して物品販売を中心に様々な企画を実施し、収益を伸ばせるようSNS等で広報していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業名)	具体的な 事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 金額 (単位:円)
「ひろしまハウス」内での 研修事業	カンボジア貧困 家庭児童に対する教 育・給食の無償支援	(A)通年 (B)ひろしまハウス (C)6人	(D)ひろしまハ ウス児童 (E)60人	2,000,000
「ひろしまハ ウス」内での 技術の習得・ 訓練事業	支援者様、来訪者 様、他団体による ワークショップ等	(A)通年 (B)ひろしまハウス (C)4人	(D)ひろしまハ ウス児童 (E)60人	400,000
「ひろしまハ ウス」での展 示事業	アート展、写真展等	(A)通年 (B)ひろしまハウス (C)4人	(D)ひろしまハ ウス児童 (E)60人	400,000
国際交流増進 事業	支援者様、来訪者 様、他団体によるイ ベント等	(A)通年 (B)ひろしまハウス (C)4人	(D)ひろしまハ ウス児童 (E)60人	400,000
「ひろしまハ ウス」の運 営・管理事業	ひろしまハウスの 運営・管理	(A)通年 (B)ひろしまハウス (C)6人	(D)ひろしまハ ウス児童 (E)60人	0

その他第3条の目的達成のため必要と認められる事業	実施予定無し			
			合計	3,200,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の金額 (単位:円)
飲食店事業	実施予定無し		
旅館事業	実施予定無し		
賃貸事業	ひろしまハウス内を オフィスとして賃貸	(A)通年 (B)ひろしまハウス (C)2人	0
物品販売事業	ホームページ等で物 品の販売	(A)通年 (B)ひろしまハウス、ホーム ページ、SNS等 (C)2人	500,000
請負事業等	支援企業や関係団体 から請負業の受注	(A)通年 (B)ひろしまハウス (C)2人	500,000
		合計	1,000,000

令和7年度事業計画書

(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

特定非営利活動法人カンボジアひろしまハウス協会

1 事業実施の方針

ひろしまハウスを活用して、カンボジア王国貧困家庭児童への無償教育・給食支援事業は引き続き行います。日本の文化を発信するとともに、日本・カンボジアの学生たちの国際交流の拠点としてオンラインでの交流を中心に、スタディツアー・インターンシップ等の受け入れも積極的に行う。

◎収益事業の強化

本年はカンボジア人スタッフにも専任で収益事業を担当してもらい、さらに安定的な収益を目指して物品販売を中心に様々な企画を実施し、収益を伸ばせるようSNS等で広報していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業名)	具体的な 事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 金額 (単位:円)
「ひろしまハウス」内での 研修事業	カンボジア貧困 家庭児童に対する教 育・給食の無償支援	(A) 通年 (B) ひろしまハウス (C) 6人	(D) ひろしまハ ウス児童 (E) 60人	2,000,000
「ひろしまハ ウス」内での 技術の習得・ 訓練事業	支援者様、来訪者 様、他団体による ワークショップ等	(A) 通年 (B) ひろしまハウス (C) 4人	(D) ひろしまハ ウス児童 (E) 60人	400,000
「ひろしまハ ウス」での展 示事業	アート展、写真展等	(A) 通年 (B) ひろしまハウス (C) 4人	(D) ひろしまハ ウス児童 (E) 60人	400,000
国際交流増進 事業	支援者様、来訪者 様、他団体によるイ ベント等	(A) 通年 (B) ひろしまハウス (C) 4人	(D) ひろしまハ ウス児童 (E) 60人	400,000
「ひろしまハ ウス」の運 営・管理事業	ひろしまハウスの 運営・管理	(A) 通年 (B) ひろしまハウス (C) 6人	(D) ひろしまハ ウス児童 (E) 60人	0
その他第3条 の目的達成の	実施予定無し			

ため必要と認められる事業				
			合計	3,200,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した 事業名)	具体的な 事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 金額 (単位:円)
飲食店事業	実施予定無し		
旅館事業	実施予定無し		
賃貸事業	ひろしまハウス内を オフィスとして賃貸	(A) 通年 (B) ひろしまハウス (C) 2人	0
物品販売事業	ホームページ等で物 品の販売	(A) 通年 (B) ひろしまハウス、ホーム ページ、SNS等 (C) 2人	1,000,000
請負事業等	支援企業や関係団体 から請負業の受注	(A) 通年 (B) ひろしまハウス (C) 2人	1,000,000
		合計	2,000,000

令和6年度 活動予算書

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで
特定非営利活動法人カンボジアひろしまハウス協会

科目		金額		
①経常収益		特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
1	受取会費			
	正会員受取会費	¥1,800,000		¥1,800,000
	賛助会員受取会費	¥200,000		¥200,000
	受取会費合計	¥2,000,000		¥2,000,000
2	受取寄付金			
	受取寄付金	¥200,000		¥200,000
	受取寄付金(USD)	¥800,000		¥800,000
	受取寄付金合計	¥1,000,000		¥1,000,000
3	受取助成金			
	受取助成金	¥500,000		¥500,000
4	事業収益			
	賃貸事業		¥600,000	¥600,000
	物品販売事業		¥200,000	¥200,000
	請負事業		¥200,000	¥200,000
	事業収益合計		¥1,000,000	¥1,000,000
5	その他収益			
	受取利息	¥0		¥0
	経常収益計	¥3,500,000	¥1,000,000	¥4,500,000
②経常費用				
1	事業費			
	人件費	¥1,000,000	¥1,000,000	¥2,000,000
	人件費計	¥1,000,000	¥1,000,000	¥2,000,000
	その他経費			
	給食材料費	¥400,000		¥400,000
	雑費	¥400,000		¥400,000
	送金両替手数料	¥1,000,000		¥1,000,000
	その他費用	¥400,000		¥400,000

		その他経費計	¥2,200,000		¥2,200,000
		事業費合計	¥3,200,000	¥1,000,000	¥4,200,000
2	管理費	人件費	¥0		¥0
		人件費計	¥0		¥0
		その他経費			
		会議費	¥0		¥0
		旅費交通費	¥25,000		¥25,000
		負担金・手数料	¥50,000		¥50,000
		通信費・租税公課	¥50,000		¥50,000
		消耗品費	¥100,000		¥100,000
		その他経費計	¥225,000		¥225,000
		管理費合計	¥225,000		¥225,000
3	その他	修繕費	¥0		¥0
		経常費用計	¥3,425,000	¥1,000,000	¥4,425,000
		当期経常増減額			¥75,000
③経常外収益					
1	過年度損益修正益				¥0
		経常外収益計			¥0
④経常外費用					
1	過年度損益修正損				¥0
		経常外費用計			¥0
	税引前当期正味財産増減額				¥75,000
	法人税、住民税及び事業税				¥75,000
	当期正味財産増減額				¥0
	前期繰越正味財産額				¥2,771,205
	次期繰越正味財産額				¥2,771,205

※送金両替手数料は1ドル100円換算による為替差損を含む
 ※計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正
 NPO法人会計基準協議会）によっています。

令和7年度 活動予算書

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで
 特定非営利活動法人カンボジアひろしまハウス協会

科目		金額		
①経常収益		特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
1	受取会費			
	正会員受取会費	¥1,800,000		¥1,800,000
	賛助会員受取会費	¥200,000		¥200,000
	受取会費合計	¥2,000,000		¥2,000,000
2	受取寄付金			
	受取寄付金	¥200,000		¥200,000
	受取寄付金(USD)	¥800,000		¥800,000
	受取寄付金合計	¥1,000,000		¥1,000,000
3	受取助成金			
	受取助成金	¥500,000		¥500,000
4	事業収益			
	賃貸事業		¥600,000	¥600,000
	物品販売事業		¥700,000	¥700,000
	請負事業		¥700,000	¥700,000
	事業収益合計		¥2,000,000	¥2,000,000
5	その他収益			
	受取利息	¥0		¥0
	経常収益計	¥3,500,000	¥2,000,000	¥5,500,000
②経常費用				
1	事業費			
	人件費	¥1,000,000	¥2,000,000	¥3,000,000
	人件費計	¥1,000,000	¥2,000,000	¥3,000,000
	その他経費			
	給食材料費	¥400,000		¥400,000
	雑費	¥400,000		¥400,000
	送金両替手数料	¥1,000,000		¥1,000,000
	その他費用	¥400,000		¥400,000

		その他経費計	¥2,200,000		¥2,200,000
		事業費合計	¥3,200,000	¥2,000,000	¥5,200,000
2	管理費	人件費	¥0		¥0
		人件費計	¥0		¥0
		その他経費			
		会議費	¥0		¥0
		旅費交通費	¥25,000		¥25,000
		負担金・手数料	¥50,000		¥50,000
		通信費・租税公課	¥50,000		¥50,000
		消耗品費	¥100,000		¥100,000
		その他経費計	¥225,000		¥225,000
		管理費合計	¥225,000		¥225,000
3	その他	修繕費	¥0		¥0
		経常費用計	¥3,425,000	¥2,000,000	¥5,425,000
		当期経常増減額			¥75,000
③経常外収益					
1		過年度損益修正益			¥0
		経常外収益計			¥0
④経常外費用					
1		過年度損益修正損			¥0
		経常外費用計			¥0
		税引前当期正味財産増減額			¥75,000
		法人税、住民税及び事業税			¥75,000
		当期正味財産増減額			¥0
		前期繰越正味財産額			¥2,771,205
		次期繰越正味財産額			¥2,771,205

※送金両替手数料は1ドル100円換算による為替差損を含む
 ※計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正
 NPO法人会計基準協議会）によっています。